

社会福祉施設等の防災対策と防炎

自治省消防庁予防救急課
国際規格対策官 小林恭一

昨年7月31日に発生した社会福祉施設 陽気寮の火災は、死者8名を出す惨事となった。消防庁では、この火災を踏まえ、火災直後の8月8日、この種の防火対象物における防火安全対策の徹底についての指導通知(消防予第107号)を出し、引き続き、去る11月11日、社会福祉施設等において防炎物品等の使用を促進するよう全国の消防機関を指導する通知(消防予第150号)を出して、この種の対象物の防火安全対策の一層の向上を図ったところである。

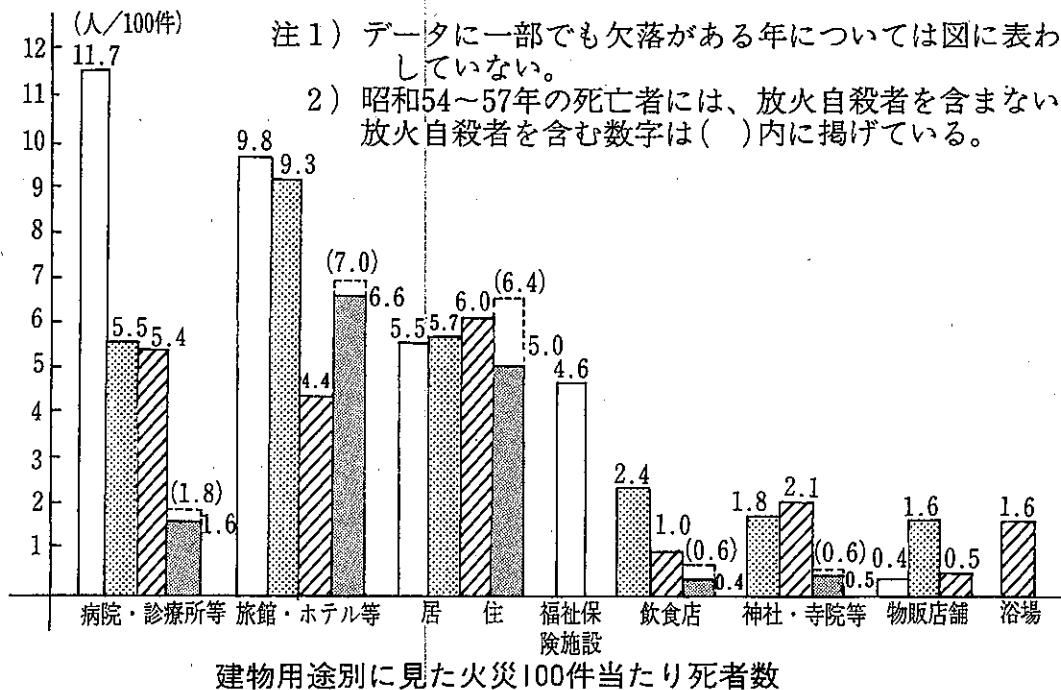
言うまでもなく社会福祉施設は、高齢者、身体不自由者等、自力避難が困難な者を収容しており、ひとたび火災が発生した場合には、人命の危険性が極めて高いと考えられる対象物であり、消防機関としても、これまで防火安全指導に最も力を入れてきたものの一つである。(表参照)

陽気寮の場合も、地元の消防機関では、その防火安全対策について熱心に指導を行っており、陽

気寮の関係者も、宿直人員の確保を始めとする防火管理体制の整備に熱心に取り組み、避難訓練に至っては毎月1回のペースで実施するほどであった。それほどの施設でも、一度火災が発生すると、これだけ多数の死者が発生してしまったということは、それだけになお、我々消防関係者にとっても大きなショックであった。

火災対策は、通常、火災発生防止、火災の早期発見、初期消火、避難誘導の4項目を大きな要素としているが、この種の施設の場合は、耐火構造にして防火区画を十分に取るとか、避難経路を有するベランダを設けるなどの特別な配慮をしたものでない限り、「避難誘導」の比重をきわめて小さく見積もっておく必要があるということが、この火災によって改めて明らかになったということだろう。

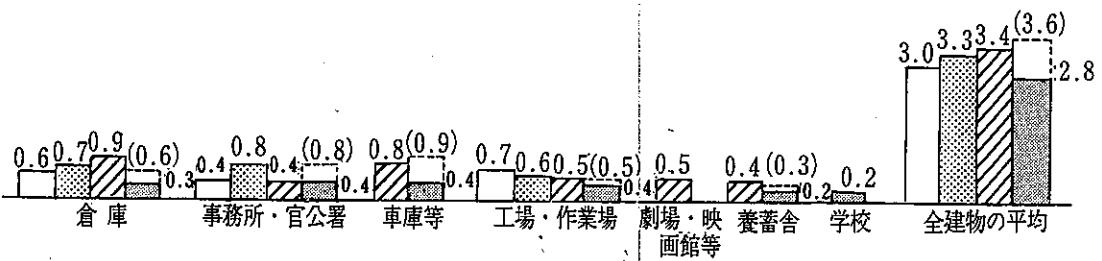
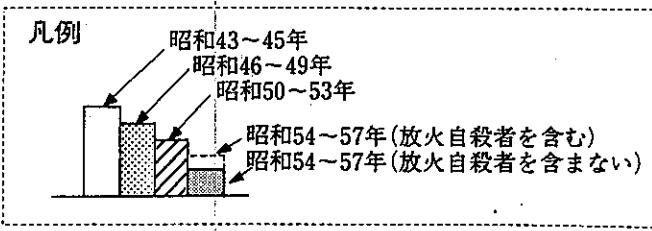
避難誘導の比重を低くして、なおかつ他の施設以上の防火安全性を確保することはなかなか難し



いが、そのためには、他の3要素を強化することが最低限必要であり、特に出火防止はその基本である。出火防止の手段としては、火気使用設備の改善、火気管理の徹底、内装や収容物の不燃化・難燃化などがあるが、中でも、消防法で規制しているカーテン、じゅうたん等の防炎化や、布団、寝具類の防炎化は、統計的に見ても(昭和59年中の建築物火災の着火物別件数においては布団、寝具類が3,529件(全体の11.0%で第3位)、カーテン、じゅうたん等の繊維製品が1,869件(全体の5.8%で第7位)ときわめて有効であると考えられる。

特に寝具類の防炎化は、消防法上の義務ではないためもあり、その使用状況は一部の都市を除き、必ずしも十分ではないが、自力避難が困難な者を収容する施設においては、就寝時に身体に接している寝具類を防炎化することは、人命安全の観点からも重要である。

もちろん、このような対策は、社会福祉施設だけでなく、同じように自力避難困難者を収容する施設である病院、就寝施設である旅館、ホテル等



▲ 福祉施設・陽気寮の火災現場

においても、同様に推進される必要があろう。

昨年11月の150号通知は、概ね、以上のような考え方のものと出されたものである。消防庁では、この通知を手始めとして、消防法上の規制であるカーテン、じゅうたん等の防炎化にかかる違反は正はもちろんのこと、現段階では法律上の規制とはなっていない寝具類の防炎化についても、消防機関を通じ、今後様々な手段で強力な指導を展開していく予定である。